

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

お客さま 各位

当金庫では、長期間利用されていない預金口座の利用促進と不正利用口座の発生防止（マネーローンダリング対策）のため、一定期間ご利用のない口座に対して「未利用口座管理手数料」（年間1,320円）を適用しております。

2022年10月1日より本手数料の適用対象を下記の通り変更させていただきます。

記

「未利用口座管理手数料」適用対象口座

現 在	2022年10月1日以降
<u>2020年10月1日以降 開設された口座</u>	<u>未利用口座管理手数料対象の口座 (2020年9月30日以前に開設 された口座も含みます)</u>

※2022年10月以降は、口座開設した日に係わらず対象となります。
(ただし、以下の対象外となるものを除きます)

1. 「未利用口座管理手数料」の対象となる口座

最後のお預入れまたは払戻し（該当する預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座（無利息型および総合口座を含みます。）で残高が1万円未満の口座を未利用口座としてお取扱いします。

紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。

- ① 同一店舗において、定期性預金、投資信託、国債等のお取引がある場合
- ② 同一店舗において、借入がある場合

2. 未利用口座管理手数料の引落しについて

- (1) お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。

- (2) ご案内を差し上げてから、3ヶ月経過後もお取引がない場合に、年間1,320円(消費税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

(当該口座から自動引落)

※ご案内を差し上げて3ヶ月以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。

- (3) 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、手数料の対象となります。

3. 口座の自動解約

- (1) 残高不足により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高および利息を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

- (2) なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

未利用口座はあくまで2年以上の長期間にわたり、ご利用のない普通預金口座を対象としたものであり、常日頃からお預入れ、払戻しまたは口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはありません。

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

長い間ご利用がない普通預金口座につきましては、ご利用の再開をお願いいたしますとともに、今後ご利用予定のない口座につきましては金融犯罪防止の観点からご解約をお勧めいたします。

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

[>> 「未利用口座管理手数料」のお知らせについてはこちらをご覧ください](#)

以 上